

荒天・自然災害発生時等の授業について

荒天や自然災害発生等により（A）または（B）の状況が生じた場合には、以下１～６に示す対応を取る。

- | |
|--|
| (A) 「京都・亀岡」「山城中部」「山城南部」のいずれかの地域や、学校所在地を含む地域（「伏見区」「京都市(全域)」 「京都・亀岡」など）に、「特別警報」「レベル５特別警報」「レベル４危険警報」「暴風警報」（以下、「危険警報等」）のいずれかが発表された場合や、「警戒レベル４避難指示」「警戒レベル５緊急安全確保」（以下、「避難情報等」）が発令された場合 |
| (B) 荒天・自然災害発生が理由で、京阪電車（墨染駅を含む区間）・近鉄京都線（伏見駅を含む区間）の両方が運休している場合 |

- １．午前６時まで（午前６時を含む）に解除されたとき
８時３０分より平常授業を行う。

- ２．午前６時を過ぎて、７時までの間に解除されたとき
９時３０分より第１限の授業を開始する。下表の時刻で授業を行う。

第１限	９：３０～１０：１０	※金曜日については以下のとおり
第２限	１０：２０～１１：００	
第３限	１１：１０～１１：５０	
第４限	１２：００～１２：４０	
昼休み	１２：４０～１３：２５	
SHR 清掃	１３：２５～１３：４０	
第５限	１３：５０～１４：３０	
第６限	１４：４０～１５：２０	
第７限	１５：３０～１６：１０	※金曜日については以下のとおり
第１限	９：３０～１０：１０	
第２限	１０：２０～１１：００	
第３限	１１：１０～１１：５０	
第４限	１２：００～１２：４０	
昼休み	１２：４０～１３：２５	
第５限	１３：２５～１４：０５	
大掃除	１４：１０～１４：２５	
LHR	１４：３０～１５：２０	

- ３．午前７時を過ぎて、８時までの間に解除されたとき
第３限より、３，４，５，６，（７）限の授業を定刻通り行う。

- ４．午前８時を過ぎて、１１時までの間に解除されたとき
第５限より５，６，（７）限の授業を定刻通り行う。

- ５．午前１１時を過ぎてもなお、解除されていない場合
自宅学習とする。

- ６．登校後に警報が発令された場合の授業については、校長が判断する。

注１ （A）に当てはまらない状況でも、本人の居住区域に同等の危険警報等・避難情報等が発令されている場合、解除になるまで自宅学習とする。（この場合の欠席については公欠とする。遅刻した場合も、欠課（遅刻）した授業は公欠とする。）

注２ 通学に必要な交通機関が運休し、振替輸送等の措置がなく、登校できない場合には公欠とする。遅刻した場合も、欠課（遅刻）した授業は公欠とする。

注３ （B）の場合、いずれか一方の交通機関が再開した時刻に応じて、１～５の対応とする。

以上